



青森県報

第十九百六十一号 平成十三年十一月十九日（水曜日）

日 次

告 示

平成十三年十一月十九日

青森県知事 木村守男

○肥料取締法施行細則第四条第一項の規定に基づく知事の定める普通肥料及び表示事項の一部改正……… (農林水産政策課) …

○家畜伝染病の発生……… (畜産課) …

○土地改良区の役員の退任……… (中南地方農林水産事務所) …

○右 同……… (同) …

○道路の位置の指定……… (土木事務所) …

正誤

○平成十三年九月二十一日号外第八十一号監査委員中……… (監査委員事務局) …

青森県告示第六百九十三号

3 動物由来たん白質 (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(1)のケ、コ又はサに定めるは乳動物由来たん白質、家畜由来たん白質又は魚介類由來たん白質をいう。)が原料として使用された普通肥料	
この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管し、及び使用してください。	

表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項及び4の項を削り、5の項を2の項とし、6の項及び7の項を削り、同表に次のように加える。

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第十二條第一項の規定により

家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十三年十一月十九日

青森県知事 木村守男

青森県告示第六百九十四号

昭和五十九年三月三十一日青森県告示第一百三十九号(肥料取締法施行細則第四条第一項の規定に基づく知事の定める普通肥料及び表示事項)の一部を次のように改正する。

出先機関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十一月十九日

中南地方農林水産事務所長 佐々木 勝英

役員の 区別	氏名	住所	退任の年月日
理事 小野 勝穂	南津軽郡平賀町大字新館字後野一六五	平成三・九・七	

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢橋木土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十一月十九日

むつ土木事務所告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、むつ土木事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月十九日

むつ土木事務所長 小田 部 幸夫

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
むつ市金曲三丁目九の一 八及び一三四の一 ル	六七・三一メート	六・一〇メートル	平成三・三・七

役員の 区別	氏名	住所	退任の年月日
理事 小山内兼男	弘前市大字橋木字用田二四一		平成三・二・七

中南地方農林水産事務所長 佐々木 勝英

号外第三・八・一 号	発行年月日 番号	区分
監査委員		ページ
兜		
上	段	
公社中 青森県住宅供給	箇所	
10,000,000円	誤	
5,500,000円		正

正 誤

監査委員事務局